

いじめ防止基本方針

富岡市立額部小学校

I 基本的な考え方

学校は、各教科等の授業や集団生活を通して社会の基本的なルールや良好な人間関係の在り方を学習する場でもある。生活経験の未熟な児童にとって、友だちとのトラブルは日々絶えない。このような人間関係を巡るトラブルは、成長過程にあって必然的に生じるものであって、児童がより良い人間関係の在り方を学ぶ機会であると考える。教師の適切な指導により、トラブルに際しての対処法や友だちとのより良い関わり方を学習し、生きる力を身に付けていくのである。

しかし、児童の人間関係を巡るトラブルは、常に教師の見えるところで起こっているものとは限らない。また、一見トラブルがあるとは見えないところに深刻ないじめが潜んでいることもある。さらに、児童の人間関係を巡るトラブルといじめとの違いはかならずしも明確に区別することができないことが多い。教師として、問題の本質をしっかりと見抜く目を持つことが大切である。

いじめは人権侵害行為であり、犯罪であるとの基本認識のもと、それを未然に防ぐための指導が基本となる。いじめ防止の基盤は人権教育であると考える。人権教育全体計画のもと、意図的計画的に指導を進めていくとともに、いじめが疑われるときには家庭や関係機関と連携しつつ、学校の組織をあげて迅速に問題解決に当たるものとする。

II 基本方針

- ① いじめは人権侵害行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- ② 人権教育全体計画に則り、人権教育を意図的計画的に推進していく。
- ③ 教職員は常にアンテナを高く張り、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめが疑われるときには、ためらわず管理職に報告・相談する。
- ④ 教職員は、校長・教頭の指導の下、いじめの事実を迅速かつ適切に確認する。その際、児童や保護者の信頼を損なわないよう十分に配慮する。
- ⑤ 確認された事実に基づき、学校の組織をあげて迅速かつ適切に問題解決に当たる。その際、教育委員会等関係機関より指導助言を受けるなど、連携を図る。
- ⑥ 校長は、確認された事実に基づき、関係者への説明責任を果たす。
- ⑦ 人権尊重の精神に基づき、いじめ防止に向けた児童の主体的な取り組みを促す。
- ⑧ いじめを未然に防ぐため、日頃より保護者との情報交換をおこなうとともに、信頼関係の構築に努める。

III いじめ問題の取組

1 未然防止に向けての取組

- ① 人権教育の充実を図る。(日常における人権教育、人権教育強調月間の取組)
- ② 道徳指導の充実を図る。(生命尊重・思いやり・勇気等の重点指導)
- ③ 授業中における生徒指導の徹底を図る。(学習ルール)
- ④ 学級経営の充実を図る。(親和的な雰囲気、居場所のある学級、自己有用感の育成等)
- ⑤ 保護者との連携(情報交換、インターネット・携帯電話の取扱に向けた啓発)
- ⑥ 児童会活動の指導を工夫し、いじめ防止に向けた児童の主体的な活動を目指す。

2 早期発見に向けての取組

- ① 学校生活アンケートの実施(定期…月1回。但し、必要に応じて実施可)
- ② 日常観察及び情報交換(情報交換 定期…月1回、生徒指導会議にて)
- ③ 家庭・地域との連携(情報交換、啓発・広報活動等)

3 早期解消に向けての取組

- ① いじめが疑われる事案が発生したり、いじめが確認されたりした時には、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、具体的な対応策を協議・策定する。それに則って取り組んでいくが、その際、関係機関(教育委員会等)や保護者と連携を図ったり、関係機関に指導助言を仰いだりして、迅速な対応を取り、早期解消を目指すこととする。

IV いじめ防止にかかる組織

- ① 学校におけるいじめを防止するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② 本委員会は、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・スクールカウンセラー・こころの教室相談員をもって組織する。必要に応じて、関係職員(担任)も加わることができる。
- ③ 本委員会は、校長の指導の下、いじめ問題の取組全般に渡り、リーダーシップを発揮するものとする。